

(平成22年7月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付していたことが認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険第四種被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和 58 年 3 月 1 日に訂正し、当該期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、17 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から 58 年 3 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険第四種被保険者の期間は昭和 57 年 6 月 22 日から同年 7 月 1 日までとなっているが、59 年 7 月に社会保険事務所から発行された厚生年金保険被保険者資格期間照会の回答では、57 年 6 月 22 日から 58 年 3 月 1 日までとなっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険第四種被保険者（以下「第四種被保険者」という。）の期間について申し立てしているところ、厚生年金保険法（昭和 60 年改正前）において、第四種被保険者は、厚生年金保険被保険者期間が 20 年（240 月）に達した場合又は女性で 35 歳以降の厚生年金保険被保険者期間が 15 年（180 月）に達した場合には、第四種被保険者としての資格を喪失することが定められている。

ところで、申立人は、昭和 57 年 6 月に第四種被保険者の加入手続を行ったが、当時、異なる二つの厚生年金保険被保険者記号番号（以下「記号番号」という。）を有していた。しかし、申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者台帳（以下「第四種被保険者台帳」という。）を見ると、社会

保険事務所は、申立人の第四種被保険者として加入することができる期間を一つの記号番号に係る厚生年金保険被保険者期間（146 月）により計算の上、申立人の資格喪失日を 35 歳以降の厚生年金保険被保険者期間が 15 年（180 月）に達する日までとし、第四種被保険者の資格取得日は同年 6 月 22 日、資格喪失（予定）日は 60 年 4 月 1 日と判断していたことが確認できる。そのため、申立人は、この期間の保険料を適正な第四種被保険者の保険料納付と信頼して納付を継続していたものと考えられる。

また、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人は昭和 58 年 3 月 1 日に厚生年金保険第二種被保険者資格を取得し、上記異なる二つの記号番号が同年 8 月 20 日付けで統合されたことが確認できる。この記号番号の統合の結果、申立人が第四種被保険者の加入手続を行った時点での申立人の厚生年金保険被保険者期間が 239 月であったことが記録上確認され、本来、申立人が制度上第四種被保険者として加入することができた期間は、申立期間直前の 57 年 6 月 22 日から同年 7 月 1 日までであった事実が判明したことになる。そして、社会保険事務所は、この記号番号の統合時点において上記事実を把握できたものと考えられるが、申立人に係る第四種被保険者台帳の資格喪失日を同年 7 月 1 日に訂正した事実は確認できない。

さらに、申立人は、社会保険事務所が交付した昭和 59 年 7 月 11 日付けの厚生年金保険被保険者資格期間照会の回答を所持しているが、当該回答においても、申立人の第四種被保険者期間は 57 年 6 月 22 日から 58 年 3 月 1 日までとされていることが確認でき、社会保険事務所が、申立人の第四種被保険者台帳の資格喪失日を訂正した事実は確認できない。これらのことから、申立人は、申立期間の第四種被保険者保険料を適正な保険料の納付と信頼し社会保険事務所に対し納付していたと認められる。

一方、オンライン記録において、申立人の第四種被保険者期間の資格喪失日は昭和 57 年 7 月 1 日とされており、第四種被保険者台帳の資格喪失日と相違していることが確認できる。この相違が生じた原因は確認できないが、社会保険事務所は、本来、オンライン記録の入力の時点で、申立人の申立期間が制度上第四種被保険者期間となり得ない期間であることを把握し得たのであるから、申立人に対し、その申立期間の保険料を還付すべきものであるが、第四種被保険者台帳が訂正されていない事実から判断すると、当該保険料を還付したとは考え難い。

また、社会保険事務所は、申立期間の保険料を還付したか否かについては、資料が保存されていないことから確認できないとしており、申立人も、申立期間の第四種被保険者期間の保険料を還付された記憶はないとして

いることから、当該期間の保険料は還付されていないと認められる。

本来、第四種被保険者の制度は、厚生年金保険の受給資格を有しない被保険者が受給に必要な期間のみ制度に加入し保険料を納付するものであり、それを越えた期間について年金の給付額に反映させることはないが、申立人は、昭和 59 年 7 月 11 日付けで社会保険事務所から発行された厚生年金保険被保険者資格期間照会の回答を受け取った時点から、自身の第四種被保険者期間についてはその記載どおり申立期間も含まれているとの認識を新たにしたと考えられ、その後、当該期間の保険料は還付されることなく 26 年が経過している。

一方、社会保険庁及び社会保険事務所は、申立人が制度上第四種被保険者として加入することができた期間が昭和 56 年 6 月 22 日から同年 7 月 1 日までであることを把握できる機会が複数回あったにもかかわらず、これを確認することなく、また、速やかに保険料の還付手続を行うこともなく長期間放置していたものであり、申立人の上記認識は、社会保険庁及び社会保険事務所の度重なる対応の不手際によって醸成されたものと考えられる。

これらのことを踏まえると、制度上第四種被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付することは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における第四種被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和 58 年 3 月 1 日に訂正し、当該期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る第四種被保険者台帳の記録から 17 万円とすることが妥当である。